

在宅障がい者のための 非常用発電機の貸し出しについて

島根県では、災害時等緊急時の在宅障がい者のための非常用発電機の貸し出しを行っています。
この発電機は医療機器の**バッテリーを充電するタイプ**のものです（医療機器に直接つなぐことはできません）。事前に登録申請を行って、災害時の備えとしてご活用ください。



1. 事業の対象となる方

重症心身障がい児・者の方、難病患者の方で、在宅で人工呼吸器等の医療機器を利用している方。

2. 事前登録申請の仕方

「事前登録申請書」（様式1）に必要事項を記入し、出雲市福祉推進課、または出雲保健所に提出してください。

3. 貸出希望時の連絡先

<平日 8:30~17:15> 出雲市福祉推進課 相談支援係 TEL 21-6905

<夜間・休日> 出雲市役所（代表電話） TEL 21-2211

※宿直者が対応しますので、「福祉推進課が担当する非常用発電機の貸し出し希望です」と伝えてください。氏名、連絡先をお聞きし、担当者から折り返し連絡を入れます。

市役所につながらない場合

<平日 8:30~17:15> 出雲保健所 医事・難病支援課 TEL 21-1191

<夜間・休日> 出雲合同庁舎警備員室 TEL 30-5501

※警備員が対応しますので、「医事・難病支援課が担当する非常用発電機の貸し出し希望です」と伝えてください。氏名、連絡先をお聞きし、担当者から折り返し連絡を入れます。

4. 貸出について

- ・原則、出雲市役所を通じて貸し出しを行います。
- ・発電機が不要になった場合は、出雲市役所へ返却の連絡を入れ、燃料を満たしてから返却してください。

*ただし、災害規模や状況によっては即座の対応が難しい場合があります。相談支援専門員やケアマネジャー等と災害時の対応や長引く停電時の対応等について、事前に話し合っておきましょう。



◆このチラシに関する問い合わせ先◆
出雲保健所 医事・難病支援課 21-1191